（別紙様式）

特例監理技術者の配置に関するチェックリスト

※ 特例監理技術者を配置する場合、本チェックリストを「監理技術者の兼務通知書」に添付して提出すること。

工事件名：

商号又は名称：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要 件 | 確認欄 |
| ① | 本工事が建設業法第26条第３項ただし書（特例監理技術者の配置）の適用を受ける（兼務を認める）工事であることを特記仕様書等で確認した。 | □ |
| ② | 特例監理技術者が兼務する工事現場は東久留米市内である。 | □ |
| ③ | 特例監理技術者が兼務する工事数は本工事を含め同時に２件である。 | □ |
| ④ | 特例監理技術者は、本工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回および主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができる。 | □ |
| ⑤ | 特例監理技術者が兼務する工事それぞれに、監理技術者補佐を専任で配置することができる。 | □ |
| ⑥ | 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補の資格を有する者または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者である。 | □ |
| ⑦ | 監理技術者補佐とは直接的かつ３ヶ月以上の雇用関係がある。 | □ |
| ⑧ | 特例監理技術者と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制である。 | □ |
| ⑨ | 監理技術者補佐が行う業務について発注者に説明できる。 | □ |
| ⑩ | 特例監理技術者が兼務する本工事以外の工事発注機関から、兼務について了解を得ている。 | □ |